

1 見直しの根拠

◆自治基本条例第42条に規定

第42条 市長は、この条例の施行後、4年を越えない期間ごとにこの条例を見直し、適切な措置を講じます。

2 市長は、この条例の見直しに当たっては、市民参画の手続を実施します。

2 前回見直し（平成27年4月1日条例改正）

(1) 見直し内容 ※市政の現状を踏まえて条例見直しを検討
＜政令指定都市への移行を踏まえた見直し＞

その1 区役所を拠点として、地域の独自性を生かしたまちづくりを柔軟に推進していくことを明記すること。

その2 区におけるコミュニティ活動の連携について明記すること。



34条～36条を追加

(地域コミュニティ活動及び市民公益活動の連携)

第34条 地域コミュニティ活動及び市民公益活動を行う市民は、それぞれの活動の特性を生かしながら相互に連携するよう努めます。

2 市長等は、前項の連携が円滑に行われるよう支援します。

(区におけるまちづくり)

第35条 本市においては、地域の特性を踏まえた自主的で自立的な、区におけるまちづくりを、区役所の拠点性を生かしながら、推進します。

2 区におけるまちづくりは、区の住民が主体的に取り組むよう努め、区長その他のまちづくりに携わる市の職員との協働により行います。

3 前項の場合において、区の住民及び区長その他のまちづくりに携わる市の職員は、次の事項を考慮して取り組みます。

- (1) 地域の情報を収集し、その情報を区の内外に発信すること。
- (2) 地域における課題を的確に把握すること。
- (3) 地域における課題の解決に向けて関係者の合意形成に努めること。
- (4) 地域における多様な主体と連携すること。

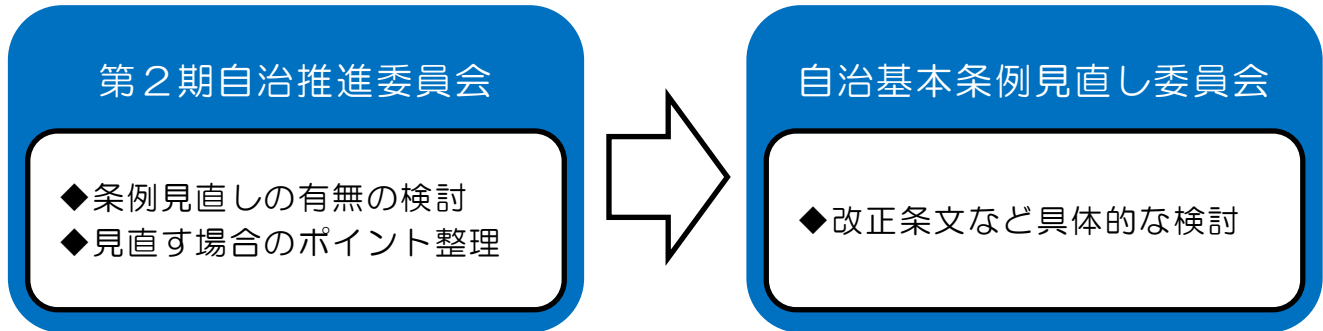
(組織体制の整備等)

第36条 市長等は、区におけるまちづくりを推進するために、必要な組織体制及び人員体制の整備並びに予算の確保に努めます。

（２）検討経緯

- ①第２期自治推進委員会にて条例見直しの概要等を検討。
- ②第２期自治推進委員会では、政令指定都市などを踏まえた見直しが必要との検討状況
- ③②を踏まえ自治基本条例見直し委員会にて改正条文などの具体的な検討。
- ④平成２７年４月１日条例改正

<イメージ図>



<第２期自治推進委員会協議経緯>

日程	主な協議内容
H24.5月	・今後の進め方
H24.7月	・政令指定都市移行に伴う検討
H24.9月	・区ごとの協議の場の検討
H24.11月	・区にコミュニティ活動の検討
H25.2月	・答申書（案）の検討
H25.3月	・答申

<自治基本条例見直し委員会協議経緯>

日程	主な協議内容
H25.12月	・他都市状況報告
H26.1月	・区行政報告 ・自治推進委員会答申内容協議
H26.2月	・自治推進委員会答申内容協議 ・答申以外の見直し協議
H26.4月	・改正条文骨子（案）の協議
H26.5月	・改正条文骨子の協議 ・改正条文素案（たたき台）の報告
H26.6月	・改正条文素案（案）の協議
H26.11月	・改正条文（案）のパブリックコメントの結果報告
H26.12月	・議会上程